

練馬区居住支援協議会設置要綱

平成 31 年 3 月 4 日
30 練都住第 789 号

(設置)

第 1 条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、練馬区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、つぎの事項を所掌する。

- (1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関すること。
- (2) 関係機関の連携に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、つぎに掲げる者のうちから区長が委嘱または任命する委員をもって組織する。

- (1) 不動産関係団体 6 名以内
- (2) 福祉関係団体等 12 名以内
- (3) 区職員 8 名

2 前項に規定する各団体等および区職員は、別表のとおりとする。

(会長および副会長)

第 4 条 協議会に、会長 1 名および副会長 4 名を置く。

- 2 会長は、建築・開発担当部長とする。
- 3 副会長は、福祉部長、高齢施策担当部長および不動産関係団体の委員から会長が指名する者とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 協議会の委員は、会議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、建築・開発担当部住宅課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 6 月 15 日 2 練都住第 186 号）

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 5 月 13 日 4 練都住第 102 号）

この要綱は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

付 則（令和 6 年 2 月 27 日 5 練都住第 741 号）

この要綱は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	団体名等
不動産関係団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第九ブロック練馬区支部
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部練馬支部
福祉関係団体等	練馬区介護サービス事業者連絡協議会
	社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
	障害者地域生活支援センター
	地域包括支援センター
区職員	建築・開発担当部長
	福祉部長
	高齢施策担当部長
	障害者施策推進課長
	生活福祉課長
	高齢者支援課長
	環境課長
	住宅課長